

学校いじめ防止基本方針

岡崎市立井田小

学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめとは、他者に対して心的・肉体的苦痛を与える言動であり、いかなる理由をもっても絶対にしてはいけないことであり、かつ、その言動に対して見過ごすことも許されない。以上の点をふまえ、学校は教職員が日頃から些細な兆候を見逃すことがないよう努めるとともに、学校全体で組織的に対応していくことが大切である。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との関係の中で、安心・安全に生活できる場所であればならず、児童一人ひとりが大切にされているという安心感や実感をもつとともに、相互に認め合える人間関係をつくり、集団の中の一員として、自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを心掛けることとする。そうした中で、児童が自己肯定感を育み、仲間と共に人間的に成長できる、魅力ある学校づくりを進めていくものとする。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。いじめの些細な兆候や懸念、児童や保護者などからの訴えを、一部の教員が抱え込むことがないよう留意して、組織としての機能を円滑なものにする。組織を構成する者は、校長以下、教頭、主任養護教諭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、学年主任、養護教諭、生徒指導主任、不登校担当とする。但し、必要に応じてスクールカウンセラーなどの専門家を加えることとする。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート・生活アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度当初での職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図ることとする。
- ・目安として、学期に1度行う「生活アンケート」や職員会議後の情報交換、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやHPなどを通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果などを発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバーを構成し、迅速かつ効果的に対応できるようにする。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応す

- る。
- ・問題を解決できたと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止への取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を進め、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学校・家庭・地域が一体となって「ふるさと教育」推進に努めるとともに、児童の健全育成を目的とした連携を強化していく。

(2) いじめの早期発見への取組

- ア 生活アンケートや教育相談を各学期に1回ずつ定期的に行い、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かな人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめなどについて、相談しやすい環境づくりや、人間関係づくりに努める。
- ウ いじめ相談電話など、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら実情を詳細に把握し、校長（教頭）への報告を行うとともに、加害者への指導を速やかに行う。事の経過が重大なものと判断した場合には、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、組織的に対応するとともに、教育委員会への報告を行う。
- イ 被害者児童を守り抜こうとする姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導及び支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家や、警察署、児童相談所などの関係機関との連携の下で取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局などとも連携の上、行うものとする。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事件が生じた場合には、組織的な対応をとるとともに、速やかに教育委員会

への報告を行う。これについては「重大事態対応フロー図」に基づいて対応するものとする。

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供し、教育的配慮に基づいて指導経過を伝える。

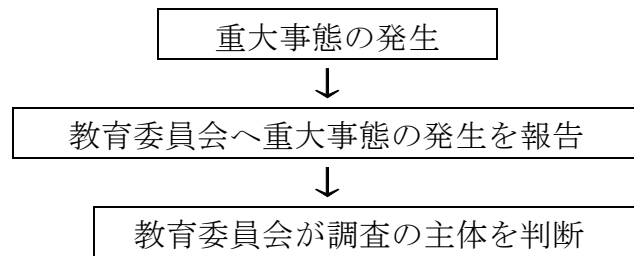
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への教育活動アンケートを年に1回実施（1月下旬）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

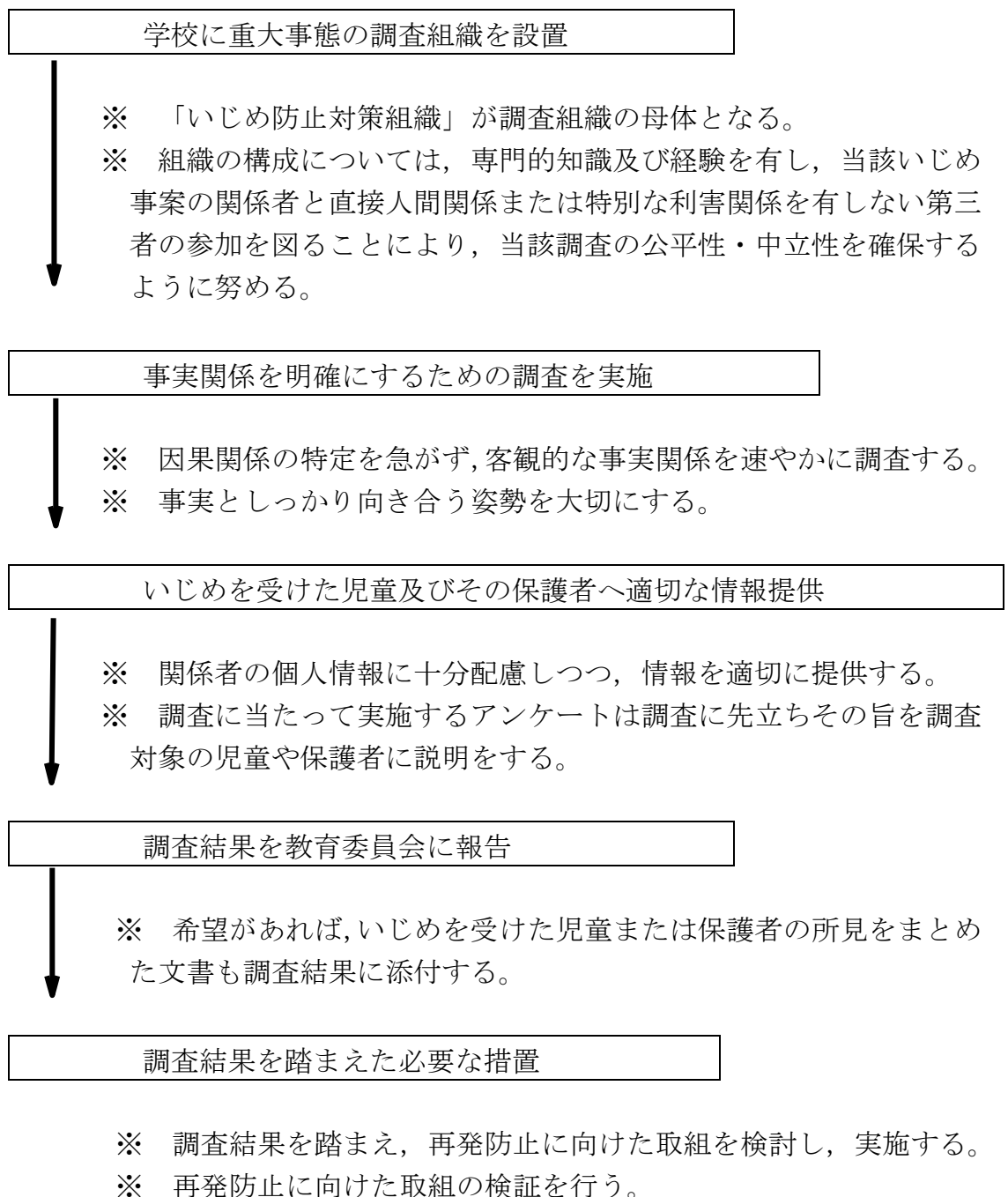
6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を適宜行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は年度当初に、保護者へ配付する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態への対応フロー図】



学校が調査主体の場合



〈取組の年間計画〉

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ基本方針」の内容確認 ○生徒指導連絡会 ○教員評価制度自己申請	○相談室やS Cの児童，保護者への周知 ○学級・学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○学級活動「よりよい学級づくり」	○いじめ相談窓口の児童，保護者への周知 ○身体測定 ○児童観察	○家庭訪問，P T A総会などでの「学校いじめ基本方針」の説明 ○授業参観 ○P T A総会
5月	D ○生徒指導連絡会	○「1年生を迎える会」 ○運動会練習への助言・相談	○児童観察 ○各種定期健康診断	○運動会学区・社会教育種目参加
6月	C ○就学指導委員会 ○生徒指導連絡会	○保健指導（けがの防止）	○児童観察 ○生活アンケート ○教育相談	○学校開放
7月	A ○生活アンケートの分析 ○生徒指導連絡会	○福祉実践教室 ○水泳記録会 ○部活動激励会 ○学級活動「夏休みの生活」 ○山の学習（5年生）	○児童観察	○個別懇談会 ○学校評価委員会
8月				○轄小学校との交流会
9月	P ○生徒指導連絡会 ○教員評価制度中間報告	○道徳「思いやり」	○児童観察 ○身体測定	○夏休み作品展 ○敬老会
10月	D ○生徒指導連絡会 ○就学指導委員会	○学芸会練習への助言・相談 ○おかざきっ子展 ○学芸会	○児童観察 ○視力検査	○市民体育祭
11月	C ○生徒指導連絡会	○修学旅行（6年生） ○かけ足タイム ○学級活動「男女協力」	○児童観察 ○生活アンケート ○教育相談	○ふれあい文化祭
12月	A ○生徒指導連絡会 ○生活アンケート	○マラソン大会 ○人権週間（講話）	○児童観察	○個別懇談会 ○学校関係者評価委員

		の分析	○道徳「情報モラル教育」 ○保健指導（命の大切さ）		会
1月	P D	○生徒指導連絡会 ○教員評価制度自己評価 ○教育活動アンケート（教師用）	○保健指導「薬物」（6年生） ○学級活動「新年の抱負」	○身体測定 ○教育活動アンケート（児童用）	○書き初め展 ○教育活動アンケート（保護者用）
2月	C	○生徒指導連絡会 ○葵中学校入学説明会（6年生） ○教育活動アンケート結果の検証 ○就学指導委員会	○なわとび集会	○児童観察 ○教育相談	○学校関係者評価委員会
3月	A	○生徒指導連絡会 ○学校関係者評価委員会による評価の検証	○「卒業を祝う会」 ○学級活動「新年度に向けての心構え」	○児童観察	○卒業式
通年	P へ	○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○月曜朝会・児童集会における校長講話 ○道徳教育，体験活動の充実 ○分かる授業の実践	○朝の会での健康観察 ○日記・生活ノート・スピーチ	○あいさつ運動 ○登下校時の見守り

※いじめ発生時には，関係職員で共通理解を図りながら対応していく。